

土壌汚染地の評価を明確化

国税庁は5日、「土壌汚染地等の評価の考え方について(情報)」(令和6年6月21日)を公表した。土壌汚染地の評価と埋蔵文化財包蔵地の評価について、現行における課税実務上の取扱いを踏まえ、改めてその考え方を整理・明確化したとしている。埋蔵文化財包蔵地については、現行の取扱いが、「土壌汚染地の評価に準じて評価する」とされており、今回公表された情報において、基本的な考案方や埋蔵文化財包蔵地の意義等、評価方法のほか、埋蔵文化財包蔵地の減価要否のフローチャートが示されている。

埋蔵文化財包蔵地の評価も

相続税における土壌汚染地の評価は、財産評価基本通達ではなく、「土壌汚染地の評価等の考え方について(情報)」(平成16年7月5日)で示されている。今回公表された情報では、主な変更点として、①土壌汚染対策法(平成15年2月15日施行)の改正などに伴い、同法の概要が修正、②「土壌汚染地の意義等」の項目が追加、③評価

方法における浄化・改善費用に相当する金額として評価することはできない。②土壌汚染地は、土壌汚染地の調査・対策が義務付けられているかどうかにかかわらず、特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認められる土地をいう。③土壌汚染対策法に規定する措置区域の指定がされている場合または同法に規定する形質変更時要届出区域の指定がされている場合、以下の留意点が示されている。①土壌汚染の可能性があるなどの潜在的な

の指定がされている場合には、特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかであるため、いずれの場合も「土壌汚染地」に該当する。評価方法における浄化・改善費用に相当する金額では、路線価等は土地の利用状況が異なる地域ごとと認められる地域ごとに標準的な画地に基づいて設定されているところ、汚染がないものとして路線価等に基づき評価した価額から控除する浄化・改善費用に相当する金額についても、評価対象地が存する地域における標準的な土地の利用の実現に必要な範囲の浄化・改善費用に係るものとするのが相当である。したがって、

評価対象地が存する地域における標準的な土地の利用状況を踏まえ、浄化・改善費用が生ずる蓋然性が低いと認められる土地については、浄化・改善費用に相当する金額はないものとして取り扱うとしている。

6年分用の相続税申告書様式など公表

国税庁は1日、相続税の申告のしかた(令和6年分用)と相続税の申告書等の様式一覧(令和6年分用)を公表した。法人版と個人版の事業承継税制の適用要件及び提出書類チェックシートなども掲載されている。申告書等の様式では、第11表(相続税がかかる財産の明細書)が改訂されている。6年1月分以降

自治体において新築住宅等への太陽光パネル設置を義務化する動きが広がっている。東京都と川崎市は、令和7年4月から大手ハウスメーカー等が供給する新築住宅等を義務化の対象とするとしており、相模原市と千葉県松戸市でも義務化を検討している★住宅性能等の基準変更は税制にも影響する。7年4月から原則全ての新築住宅等に省エネ基準適合が義務付けられることに伴い、住宅ローン控除では先行して省エネ基準適合が要件化されている★12年度以降は省エネ性能のより高いZEH(ゼッチ)水準への引上げが検討されており、こちらも税制に影響がありそうだ。省エネ基準やZEH水準の適合、太陽光パネルの設置は、電気代の削減などのメリットもあるが、住宅価格の上昇にもつながるので、購入者にとっては頭の痛い問題だ。(丁)

八面鏡

降用となる。ただし、年4月分以降降用の第6年分の相続税の申告においては、暫定的な対応として、旧様式(2面参照)。

小規模課税事業者の恒久的負担軽減を提言

公認会計士協会 7年度税制改正意見書を公表

日本公認会計士協会(茂木哲也会長)はこのほど、「令和7年度税制改正意見書」を取りまとめ公表した。第一部「税制の在り方に関する提言」と、第二部「令和7年度税制改正に関する個別意見」の二部構成。

このうち、「提言」における「経済社会構造の変化、少子高齢化への対応について」の項目では、消費税について小規模な納税義務者の計算を簡素化して事務負担の恒久的な軽減に配慮することなどを掲げている。インボイス制度の施行に関連して、免税事業者の課税事業者への移行が促されてきた側面はあるものの、事務負担や税負担の増加を理由に、制度開始後も免税事業者のままであることが望ましいとして、

今後、免税事業者が課税事業者に移行する際の障壁がなくなるべく、一定規模以下の小規模な事業者に対しては簡易課税制度とは別途に今回の創設することなどにより、一層の負担軽減が十分に図られるべきであるとしている。

「個別意見」における「政策意見」の項目では、昨今の急速な経済社会環境変化に伴う税法における金額基準等の見直しなどを求め

例えば、少額の減価償却資産の取得価額の基準金額は、平成10年度において10万円未満と定められて以降においては改正がなされておらず、一括償却資産の取得価額の基準金額も同年度に10万円以上20万円未満とされて以降は改正されておらず、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の基準金額もまた15年度に30万円未満とされて以降は改正されていない点を指摘、これらの規定は、物価変動に応じて見直されて

きたとは言い難いなどとして、税制の金額基準や耐用年数は、物価変動や技術革新といった経済社会環境の変化に応じて適時に改正されるべきであるとしている。

確認書の交付 7年連続で増加

国土交通省は6月20日、令和5年度末時点の家対策特別措置法の施行状況等を公表した。それによると、相続した空き家に係る譲渡所得の3000万円

特別控除の適用に必要な要件により同特別措置法を適用できない場合もあるため、確認書の交付件数と適用件数は異なる場合がある。5年度税制改正により、同特別の対象となる譲渡後、譲渡の日属する年の翌年2月15日までに建物の耐震改修工事または取壊しを行った場合も適用を受けられることとなり、6年1月1日以降の譲渡が対象となっている。

同確認書は、同特別の対象となる被相続人居住用家屋等に該当することについて、売った資産の所在地を管轄する市区町村に申請を

Challenge To The Wrapping Future!

包装文化の未来を目指して!



福助工業株式会社

代表取締役 井上雄次

本社 〒799-0495 愛媛県四国中央市村松町190
TEL 0896-24-1111(代) FAX 0896-23-8745
http://www.fukusuke-kogyo.co.jp/

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| 東京支店 TEL(03) 5685-1300(代) | 仙台営業所 TEL(022) 231-0221(代) |
| 名古屋支店 TEL(052) 932-3431(代) | 埼玉営業所 TEL(0495) 76-1800(代) |
| 大阪支店 TEL(06) 6768-5800(代) | 横浜営業所 TEL(045) 470-8111(代) |
| 九州支店 TEL(092) 643-7101(代) | 静岡営業所 TEL(054) 251-2201(代) |
| 産業資材営業部 TEL(0896) 24-1110(代) | 広島営業所 TEL(082) 923-5211(代) |
| | 四国営業所 TEL(0896) 24-4416(代) |

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

取締役社長 井川博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(0896)代表二二一五〇〇

愛媛製紙株式会社

取締役社長 井川和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(0896)二四一三三三〇

日本興運株式会社

取締役社長 井川正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(0896)代表二四一五五〇

5年度の税収決算額(概数)

Table with 3 columns: Tax Category (税目), 5月分(前年比), and 決算額概数(前年比). Rows include Corporate Tax, Consumption Tax, and Other.

5年度税収 決算額は72兆761億円 4年連続で過去最高を更新 財務省は3日、令和5年度一般会計税収の決算額(概数)を公表した(表参照)。

法人版事業承継税制の特例措置は10年間の期限措置として創設された。適用期限は令和9年12月末までとなっ

「中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会」を設置

特例終了後の事業承継税制のあり方を検討へ

現行制度の役員3年要件や第三者承継の促進も

中小企業庁は6月28日、「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会」を改組し、中小企業の事業承継・M&Aの現状や課題を分析してこれらを一層推進していくために必要な施策の基本的な方向性を検討する「中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会」を設置した。

他方、同特例は現在の利用のために役員就任要件(実際の承継時に後継者が役員に就任して3年以上経過してい

新納 怡 (5日) 大臣官房審議官(主税局担当) 奥 達雄 大臣官房審議官(主税局担当)

植松 利夫 大臣官房審議官(主税局担当) 磯見 竜太 大臣官房審議官(主税局担当)

寺田 広紀 大臣官房審議官(主税局担当) 佐 鎌田 絢子 大臣官房審議官(主税局担当)

下野 哲史 大臣官房審議官(主税局担当) 黒澤津雄一 大臣官房審議官(主税局担当)

る必要があるという要件)を満たす必要がある。これに則れば、特例を利用するには今年12月末(特例の適用期限の3年前)までに後継者が役員に就任して

今年12月末までに後継者を役員に就任させることは難しいとの指摘があることから、政府が6月に閣議決定した「新しい資本主義の

先代経営者が従業員等譲渡、いわゆる低額譲渡による取引や一部の株式を譲渡しつつ、一部の株式を贈与すること

木村 秀美 大臣官房審議官(主税局担当) 岩佐 理 大臣官房審議官(主税局担当)

保井久理子 大臣官房審議官(主税局担当) 黒澤津雄一 大臣官房審議官(主税局担当)

グランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」で同要件を見直す方針が盛り込まれた。検討会では、この見直しを検討する。

また、第三者への事業承継の促進については会議資料によると、

資金が不足する問題が生じ得る。このような場合、時価未満による

しかし、低額譲渡は現在、事業承継税制の対象になっておらず、一部譲渡・一部贈与は

加えて、特例終了後の事業承継を促す税制のあり方についても検討を深める。

6110億円を2兆4651億円上振れた。税目別に見ると、所得税は、雇用・賃金の増加で給与所得が増え、株式・土地市場の好況により譲渡所得も増えたが、昨年10月1日以後に支払われる親子間配当の源泉徴収取り止めの制度変更の影響で配当所得が減少し、同0.1%増の23

29億円と前年度を4687億円下回った。一方、法人税は、同6.2%増の15兆8606億円で、前年度よりも9208億円増加。修正後予算額より約1兆2000億円上振れ、平成3年(16兆

6000億円)以来の高水準だった。同省は、「原材料費高騰分の商品価格転嫁の進展、円安の進行、株価の上昇等により、特に3月決算法人の5月の税収がかなり上がった」と説明している。

消費税は、輸入に係るものは減少したが国内消費が堅調に推移し、同0.1%増の23兆922億円と過去最高だった。昨年10月からスタートしたインボイス制度の影響については、「申告書の提出がまだ完全に終わっていないので、今は分析ができていない」としている。

大阪税関長(仙台国税局長) 清水 雄策 仙台国税局長(大臣官房付) 中村 広樹 大臣官房付(大阪国税局長) 堀内 斉 大阪国税局長(関東信越国税局長)

近畿財務局長(主税局総務課長) 関 禎一郎 大阪地方裁判所裁判所調査官(沼津税務署副署長) 木村 快

大阪地方裁判所裁判所調査官(沼津税務署副署長) 木村 快 大阪地方裁判所裁判所調査官(沼津税務署副署長) 木村 快

テクノエクセル株式会社 事業内容: 家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売

地域に拓き、貢献する 優良企業

阿部精麦株式会社 代表取締役 阿部 一郎 本社 新潟県加茂市岡町5番5号

続 傍流の止論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣 3

所得税の課税単位には、大別して、個人単位課税と夫婦単位課税と家族(世帯)単位課税がある。個人単位課税は、我が国が長年採用してきたところであり、個人の担税力に対応しているところと特徴がある。

夫婦単位課税については、夫婦という最小消費単位を課税単位とするものであるが、その場合にも、夫婦の所得を合算して累進税率を適用するという非分割型と夫婦の合計所得金額を二分して、それぞれに累進税率を適用して税額を算出し、それぞれの税額を合算する方法がある。これを二分二乗方式という。

家族(世帯)単位課税は、家族という消費単位を課税単位にするものであるが、これも単に家族の所得を合算して累進税率を適用する方法と家族の合計所得金額をその家族数で分割してその分割額に累進税率を適用して、それぞれの税額を合算する方法がある。この後者の課税方法を一般にN分N乗方式と称している。日税連の答申がいう世帯単位課税とは、このN分N乗方式を指している。

このように、いずれの課税単位を採用するかによって、それぞれの税負担は、累進税率の程度や家族数によっても異なるが、相当変動することになる。そして、N分N乗方式を採用すると、家族数が多いほど、税負担が少なくなることになる。特に、片稼ぎ世帯で、所得金額が高額の人にとっては、税額が大幅に減少することになる。

このことは、家族数が多いほど、通常は子ども数が多いほど、所得税額が減少することになるので、子どもを増やすことにインセンティブが生じ、少子化対策としては、最も望ましいこととなる。そのため、長年N分N乗方式を採用しているフランスでは、先進主要国の中で最も高い出生率を示している(もっとも、それは移民政策のせいである旨の説も見受けられる)。そのため、我が国でも、昨年初め、自民党幹

課税単位

部から、深刻化する少子化対策に対応するために、所得税制においてN分N乗方式を採用するべき旨の提言があった。この提言は、まさに的を射たものであったが、その後の与党税制調査会や政府税制調査会でも、検討する節は全く見当たらない、それどころか、政府は、少子化対策については、児童手当等を拡充して、その財源を確保しようとして、税制上の扶養控除等を削減することに努めている。このような政策の是非については、別途検討することにした。このように、N分N乗方式については、我が国では敬遠されがちである。その理由については、日税連答申は、共稼ぎ世帯に比し片稼ぎ世帯が有利になる、高所得者世帯により有利に作用し公平負担の要請に反する、世帯構成員の手当の所得を正確に捕捉することが困難である、等を挙げている。

しかしながら、先のような批判については、次のようにも反論できるはずである。すなわち、所得税の課税単位については、前述のように大別して三つに区分できるところ、それぞれ一長一短があつていずれの課税単位が優れているとは言えないはずである。さすれば、共稼ぎより片稼ぎが有利になる旨の批判は、現行制度が共稼ぎに有利に過ぎたから、N分N乗方式によって是正する必要があるとも言える。

また、高所得者に有利になり公平負担に反する旨の批判は、家族が少なれば従前とそれほど変わりが無いはずであり、家族が多ければ、その担税力に見合った税負担になることも解することができる。そして、所得の捕捉の問題は、個人ごとに捕捉した所得を加算すれば足りるのであつて、その加算が困難であることは理由にならないはずである。その上、個人ごとの所得の捕捉の困難性は、現行の個人単位課税でも同じことである。このように考えてみると、N分N乗方式移行への批判は、為にする批判であるに過ぎない。それよりも、現在では、近い将来、市町村の相当数が消滅するという深刻な少子化の中では、とにかく子どもを増やし、家族を増やすことに効果があると期待できるN分N乗方式への移行を最優先に考えるべきである。そして、子どものいない人たちは、老いたら他人が育てた子どもの世話(介護等)になることも銘記されるべきである。

会計・税務のデジタル対応 最近の動向を踏まえて 3

■税理士 若林 俊之

会計・税務のデジタル対応のためには、会計システムを有効的に活用することが必須となりますので、そのシステムの現況と利用方法等について、2週にわたって検討していききたいと思います。

システムを検討する前にまず確認しておきたいのは、取り扱っている取引記録の内容の把握です。紙の資料をどのくらい作成しあるいは受領しているのか、インターネットバンキングやキャッシュレス決済等のデジタル取引の利用の程度はどのくらいかなど、記帳の基となる資料の内容により、最適となるシステムの選択に差が出るためです。

さらに、これらの資料やデータをどのように処理していきたいかといった指向性も必要となります。例えば、紙の資料をデジタル処理しようと考えた場合、紙の資料をデジタルに取り込むのか、そもそも紙の資料を使用しないようにするのかといった方法の違いによって選択するシステムが異なってくるという状況が生じるためです。

取引記録を如何に効率的かつ正確に記帳していくのか、そのデータの保全や活用をどれだけ有効に行っていくのかといったことを目標とする以上、こうした現況把握が最も重要となりま

会計システムの有効活用①

まずは取引記録の内容の把握を

す。

続いて、利用するシステムについてですが、会計システムにも「オンプレミス型(インストール型)」と「クラウド型」のシステムがあります。前回説明したように、導入や管理の手間がなくポータビリティにも優れるといったクラウド型の利点、インターネット環境に依存せずシステムのカスタマイズにも対応できるといったオンプレミス型の利点など、双方のメリットが異なるため、そうした特性を理解したうえでシステムの選択をすべきだと考えます。

また、会計データは事業者と税理士等との間で共有することも多いはずですので、その両者間でのシームレスな共有といった観点も重要です。同一のシステムであれば、当然共有について問題はありませんが、他システム間であっても、データ連動について親和性が高いものもありますし、一旦CSV(値等をカンマで区切ったテキストデータ)ファイルなどに変換した後に共有する方法などもあるため、そうした機能の利用の可否の確認も必要な判断ポイントになります。

その他、会計システムと税務申告システムのフィッティングも検討すべき点です。こちらも同一メーカー内での連携が最も利便性が高いといえますが、他システム間であっても、会計データの税務申告システムへの取込みが可能なケースもあります。

デジタルデータを活用する利点の一つは、こうしたデータの共有や連動性の高さにあるため、システムの選択において極めて重要な判断基準となります。システムの導入や変更の際には優先的に確認したい点となります。



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一
 本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101
<http://www.maruei-gas.co.jp/>

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。


〒467-0856
 愛知県名古屋市長瑞穂区新開町2番20号

TEL (052) 872-3311
 FAX (052) 871-1531
 URL <http://maruta.co.jp>

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
 TEL. 052-611-1151

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番! アシドミルクPLUS
 給食でおなじみ スタンダードヨーグルト コアコア
 アレルゲン 28品目不使用 国産みかんゼリー



A 愛知ヨーグ株式会社

本社・工場	愛知県小牧市大字間々原新田字中島500	☎0568-77-3141
名古屋センター	名古屋市長瑞穂区瑞穂1-1101	☎052-773-4911
小牧センター	愛知県小牧市大字間々原新田字中島500	☎0568-71-4911
四日市営業所	三重県四日市市日永東2-1871	☎059-347-4911
三河センター	愛知県豊川市小坂井町宮下77-1	☎0533-95-4911
福岡営業所	福岡県大野城市御笠川3-4-15	☎092-503-2151
熊本営業所	熊本県市南区日吉2-1-41	☎096-357-4911
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9	☎099-229-4911
北陸営業所	石川県金沢市千木1-85	☎076-257-3565
関東営業所	東京都千代田区神田鍛冶町3-7-21	☎03-3526-3141
岐阜営業所	天翔 神田駅前ビル6F 607	
岐阜営業所	岐阜県瑞穂市野白新田31-7	☎058-260-4911
京都営業所	大阪府茨木市横江1-2-15	☎072-634-4911
長野営業所	長野県伊那市御園2	☎0265-76-4939

裁決事例集

202

裁決のポイント

請求人がした修正申告書の提出は、国税通則法第65条(過少申告加算税)第5項の「調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものではない場合」に該当しないとした事例。

審査請求人が、勤務先である内国法人の親会社(外国法人)の株式報酬制度に基づいて支給された株式に係る給与所得の申告が漏れていたとして、所得税等の修正申告書を提出したところ、原処分庁が、当該修正申告書の提出に係る過少申告加算税の賦課決定処分をした。それに対し、請求人が、当該修正申告書の提出時において調査があったとはいえないなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、調査の内容や進捗状況、請求人の認識、修正申告に至る経緯、修正申告と調査内容との関連性などの事情を総合考慮して判断すると、当該修正申告書の提出は、「調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものではない場合」に該当しないとして、請求を棄却した(令和5年12月7日付、公表裁決)。

基礎事実等

請求人は、平成29年から令和2年において、A社に勤務しており、A社の親会社であり、米国に所在する法人であるB社(本件親会社)から付与されていた制限株式ユニット(RSU)の制限解除及び従業員持株購入プラン(ESPP)への参加に基づき本件親会社の株式を時価より低額で取得したことによる各経済的利益(本件各インセンティブ報酬を受けた。請求人は、平成29年分、30年分、令和

編集部編

更正を予知しない修正申告書の提出には該当せず

元年分及び2年分(本件各年分)の所得等について、確定申告書を原処分庁にいずれも法定申告期限内に提出した。なお、請求人は、本件各申告において、本件各インセンティブ報酬に係る給与所得を申告していなかった。

原処分庁所属の本件調査担当職員は、4年9月15日、請求人に対し、本件各インセンティブ報酬について確認したい旨電話連絡(本件電話)した。

C税理士法人(本件代理人)は、4年9月26日、請求人からの依頼を受け、本件各年分に係る所得税等について、本件各修正申告書を原処分庁に提出した。

請求人の主張

本件調査担当職員が、請求人に対して調査または行政指導の行為のいずれの事務として行おうかを明示していないから、通則法第65条第5項に規定する「調査」があったとはいえないため、本件各修正申告書の提出が、同項に規定する「その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものではない場合」に該当する。

審判所の判断

本件調査担当職員は、請求人が本件親会社から受けた本件各インセンティブ報酬が記載された資料の内容と請求人の確

定申告書の記載内容とを比較検討することにより、本件各インセンティブ報酬に係る給与所得の申告金額が計上されていないことをあらかじめ確認した上で、請求人に本件各インセンティブ報酬を確認する旨の本件電話をしたと推認され、これらの行為は本件調査担当職員の課税標準等または税額等を認定するに至る一連の判断過程であると認められるから、通則法第65条第5項に規定する「調査」があった場合に該当すると認められる。

そして、調査の内容・進捗状況、調査の内容・進捗状況に関する請求人の認識、修正申告に至る経緯、修正申告と調査の内容との関連性に係る各事情からすれば、修正申告の時点において、本件調査担当職員による調査は、その後の調査が進行し確定申告が本件各インセンティブ報酬を計上しない不適正なものであることが発覚し更正に至るであろうということが客観的に相当程度の確実性をもって認められる段階に達していたというべきであり、また、請求人は、本件電話を受けてから本件代理人に依頼し、修正申告していることから、やがて更正に至るべきことを認識した上で修正申告を決定し修正申告書を提出したものと認められる。したがって、本件各修正申告書の提出は、「調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものではない場合」に該当しない。

修正申告に至るまでの流れ等(認定事実)

令和4年9月6日~15日	本件調査担当職員は、所得税法第228条の3の2の規定に基づきA社から提出された調書を基に作成された資料の内容を確認した(本件各インセンティブ報酬に係る経済的利益の額等)。
9月15日	本件調査担当職員は、請求人に本件電話をした。
9月16日	請求人は、本件調査担当職員に対し、9月30日に税務署を訪問する旨を伝えた。
9月19日	請求人は、本件代理人が用意している「初回お問合せフォーム」を利用して、要旨次のとおり問合せ等をした。 ①税務署から突然電話がかかってきて、本件各インセンティブ報酬について確認したいと言われた。 ②RSUについて制限解除された金額が複数年申告漏れになっていることが①の電話連絡の原因だと思ふ。 ③9月30日に税務署に行く約束をしたため、その前に、過去に遡って申告及び納税を済ませたいと思っており、サポートをお願いしたい。
9月26日	本件代理人は、本件各修正申告書を提出した。

注目の二冊

図解 源泉所得税

(令和6年版)

大蔵財務協会 編

源泉徴収事務に従事される方々が、源泉徴収制度の仕組みや趣旨を十分に理解して頂くことが出来るよう、源泉所得税に関する基本的事項を図表やフローチャート等多用して体系的にわかりやすく解説。

今回の改訂にあたっては、令和6年分所得税の定額減税をはじめ、源泉徴収の対象とされる報酬・料金等の範囲の改正やストックオプション税制の利便性の向上を図る措置といった令和6年度税制改正、並びに令和7年1月1日以後に支払を受けなければならない給与等について提出する扶養控除等申告書から提出できることとなる「簡易な扶養控除等申告書」の取扱の概要を織り込み更に内容を充実。

「総則」から始まり、「給与所得に対する源泉徴収」「利子所得に対する源泉徴収」「報酬・料金等に対する源泉徴収」「非居住者及び外国法人に対する源泉徴収」「特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収」「源泉徴収票及び支払調書の作成、提出」「令和6年度税制改正の主な改正事項」など全16章で構成。B5判、648ページ。定価3520円(税込)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。



木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

5種類の自然生薬が効く。

体内リズムを本来の状態に整え、体内年齢ケア。

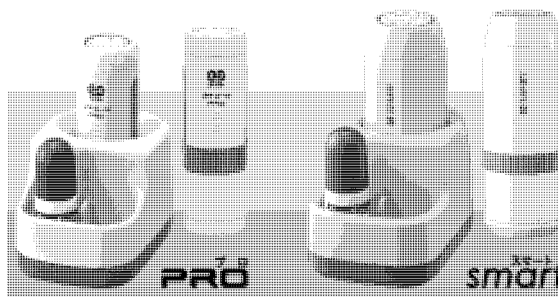


松田医薬品株式会社
TEL:088-862-1666 FAX:088-862-1770

プチコール PRO smart

GPN エコ商品ねっと掲載商品
再生プラスチック使用

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール PRO15

プチコール SMART24

検
05.12.28
山本

電子申告済
28.12.28
税理士事務所

心ゆたかなコミュニケーションづくり
サンビー株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石津町13番10号
ホームページアドレスhttps://www.sanby.co.jp

業務委託をする事業者が知っておくべき

フリーランス保護法

■編集部編 3

対象となる取引

フリーランス保護法は、特定業務委託事業者（業務委託事業者を含む）と特定受託事業者との間の業務委託に係る取引に適用されます。

業務委託とは、事業者がその事業のために他の事業者①物品の製造（加工を含む）、②情報成果物の作成、または③役務の提供を委託することをいい、委託とは、物品・情報成果物・役務の仕様・内容を指定してそ

カメラマンに依頼する場合、取引の相手方が事業者であり、取引の内容も業務委託のため、同法の対象となります。

なお、この事業者間取引における業務委託には、従業員を使用しない事業者（業務委託事業者）が特定受託事業者に業務委託をする場合も含まれます。つまり、フリーランスがフリーランスに業務委託をする場合も含まれます。ただし、業務委託をするフリーランスに課される義務は、書面等による取引条件の

事業者間の取引、「業務委託」が対象

の製造や作成・提供を依頼することをいいます。つまり、事業者間（B to B）における委託取引が対象となります。

なお、下請法では対象外となる①建設工事、②役務提供委託の「事業者が自ら用いる役務を他の事業者に委託する」場合も、フリーランス保護法では対象となります。

どのような取引が同法の対象になるのか、個人カメラマンを例に説明します。

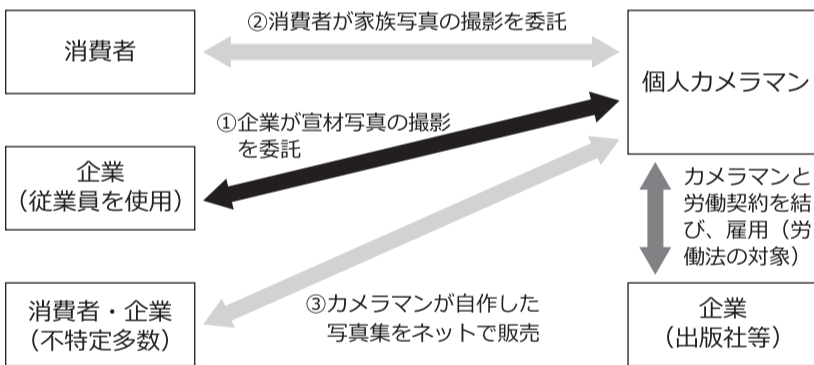
図の①の企業が宣伝用の写真撮影をフリーランスである個人

明示のみとなります。

図の②の一般家庭から家族写真の撮影を依頼される場合は、取引の内容としては業務委託ですが、発注者が事業者ではなく消費者であるため、B to BではなくB to Cとなりますので、同法の対象外となります。

図の③のカメラマンが自作の写真集をネットなどで販売するような場合は、取引先に事業者も含まれる取引ですが、業務委託ではなく、単なる商品の販売行為になるため、こちらも同法の対象外となります。

一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合



税の書物をひも解く 3 青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

ジャケット買い。コンテンツのままだ、表面のデザインに魅了され、CDや本、そして雑誌を購入する。そんな時代があった。というか、ありましたよね？

デジタルの時代は、データで情報を得ることが容易になった。税法でいえば、判例などのデータベースを研究者は重宝する。昔と違って大学生も、これらを日々活用している。いまだアナログが主流なのが、法律書である。小説や漫画やビジネス書などの一般書は、「アナログにするか、デジタルにするか」を、読者

税法基本講義

谷口勢津夫 著

弘文堂

ジャケット買いのできる税法の体系書

が選べる時代になった。電子書籍も充実している。これに対して法律書は、まだそうはなっていない。なんの話でしょうとしたら、どう？ そうだ。税法界で「ジャケット買いをした」との声を耳にする。唯一無二といわれてよい書籍がある。装丁の斬新さは、初版が刊行された2010年に、業界に衝撃を与えた。ジャケット買いのできる税法の体系書は、ロースクール生や税法研究をする大学院生にとって、優れた基本書になった。愛用する学生は多い。そんな谷口教授の税法基本講義を、税実務にたずさわる方は、ご存じであろうか。実務家には、金子租税法を改訂の都度購入してきた方が多いと観察される。一方で、その他

に現在ある優れた税法体系書にまで手が届いている方は、少ないように感じる。実務に直接の答えを与えないと思われているのかもしれない。しかし、刊行から14年経ち、この間に初めて税法に触れ、研鑽を重ねて法曹や税務の専門家になった若い方は、年々増えている。この世代は、本書で税法の世界観の一部を築いてきたものと想像する。初版が刊行された半年後。法科大学院の租税法の授業担当の依頼を受けた。そのため刊行時から、わたしには必須の基本書になった。14年間読んできたが、改訂も繰り返し行われ、現在は第7版が手元にある。初版刊行の翌年に、自著が日税研究賞を受賞した。その授賞式で、初版の谷口先生にお目にかかった。30代半ばの弁護士のこと、その後にお付き合いが始まると思いきやなかった。ご縁があり、現在は共著テキストも刊行している。名前を与えることは、概念に光を灯すことになると思う。ジャケット買いを強調したが、内容も崇高である。本書には、他のテキストにない名前が様々な登場する。たとえば、二重課税を排除する非課税規定の説明では、「別世界説」が展開される。ひとりの学者が税法の世界を理論で構築することは、容易なことではない。これが貫徹された本書には、突出した存在感がある。税法で何かを考えるときに本書を紐解くと、答えやヒントが明確に書いてある。時代を超え、開けば必ず示唆が得られる。実務家時代にそう感じていた法学の天才による書籍があった。そう、本書は、その我妻民法の税法版なのだと思う。

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 7月22日(月)

前回の答え **7,518** 万円

		6	2	1			8
		8		3		5	
	2		9			6	3
A	9		6		C		5
	7						9
	5				4		6
4		9			7		1
		5		8		7	
3				5	2	4	

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年度の法人税申告における赤字申告1件あたりの欠損金額になります。

答え = 万円

予想難易度：6

TAX ナンバープレイス

いちい信用金庫

本店／一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201
<https://www.shinkin.co.jp/ichii/>



NARITA

セラミックス
ガス機器
熱処理炉

株式会社 成田製陶所

本社／〒489-8680 愛知県瀬戸市道泉町70番地
TEL (0561) 82-5959(代)
FAX (0561) 85-0177
東京営業所／〒164-0013 東京都墨田区緑4丁目10-20
TEL (03) 5600-8166
工場／瀬戸市内2ヶ所・碧南・京都

ボランティア団体に助成金贈呈

九北税理士会 定期総会の懇親会で

九州北部税理士会(丸山二也会長)は6月21日、佐賀市で開催した定期総会の懇親会の席上、佐賀県内および長崎県内でボランティア活動をを行っている2団体に対して助成金各20万円を贈呈した。管内(北部九州3県内)でさまざまな形で地域社会に貢献している団体の支援を目的に毎年実施しているもの。今回の2団体は、不登校や引きこもり等の社会生活を営む上で困難を抱える若者や家族を対象に、問題解決に向けた支援事業を行っている「特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイスト」(武雄市)と、長崎県内で子ども食堂を運営している関係者らが連携し、子どもたちの健やかな育ちや、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指して活動している。



九北税理士会(左)の丸山二也会長(右)が、特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイスト(中央)と、長崎県内で子ども食堂を運営している関係者ら(左)に、ボランティア団体に助成金20万円を贈呈している。

新会長に本荘氏

協会 6年度定時評議員会を開催

公益財団法人納税協会の尾崎裕裕会長は6月25日、大阪新阪急ホテルで「令和6年度定時評議員会」を開催した。尾崎会長のあいさつに続いて議事に入り、5年度事業報告と決算、任期満了に伴う評議員、理事および監事の選任などすべての議案を承認。6年度事業計画と収支予算について報告がされた。続いて開催された臨時



公益財団法人納税協会(左)の尾崎裕裕会長(右)が、令和6年度定時評議員会を開催している。

大分市で定期総会

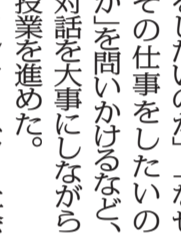
21項目の重点施策を決定

南九州税理士会(東秀優会長)は6月21日、大分市で第68回定期総会を開催した。東会長のあいさつに続いて、令和6年度事業計画の重点施策として▽税理士業務のICT化推進を通じた納税義務者の利便性向上のため、会員事務所でのデジタル化を支援する▽中小企業の事業承継対策を図るため、



南九州税理士会(左)の東秀優会長(右)が、令和6年度事業計画の重点施策についてあいさつしている。

に講ずる▽税理士会および税理士制度の発展に向けた男女共同参画に関する事業を実施する―など21項目を決定した。4〜7月に小学校6校で租税教室 札幌北法人会 公益社団法人札幌北法人会青年部会(伊藤龍平部会長)は4月から7月にかけて、小学校6年生を対象にした租税教室6校の開催を計画している。このうち、5月17日に開催した太平洋小学



札幌北法人会(左)の伊藤龍平部会長(右)が、租税教室を開催している。



千葉東税務署(左)の吉則署長(右)が、製造者向け研修会を開催している。

校では、学校からの要請を受け租税教室に引き続き「キャリア教育」の授業を行った。写真。租税教室では、税の意義や役割、税金の種類や使われ方をクイズ形式で楽しく学び、終了時には1億円のレプリカを持ち上げて重さを体感した。また、「キャリア教育」では、石黒真司副部長が講師となり、自身がGMを務める株式会社デザインズの沿革や業務内容をスマホに保存した情報をスクリーンに映して、説明し、その一方で、児童が「将来どんな仕事をしたいのか」「なぜやりたい仕事に進みたい道を見つけたか」その目的を問うかき、その目標を実現するために努力することが大切であると熱く語り、授業を締めくくった。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

冒頭、東京国税局酒類調整官が、研修会の意義を説明、その後帳簿作成・記帳等における留意事項(千葉東税務署)、「②ビールの輸出の現状等(ジェットロ千葉情報センター)」について説明があり、引き続き、製造者間の情報交換を行った。製造業間の情報交換の場では、日頃の製造に関する疑問点やイベント情報の共有方法など、参加者間で活発な情報交換が行われ、有意義なものとなった。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

この研修会は、近年千葉県下において、ビール・発泡酒の製造場が増加していることから、記帳義務等のコンプライアンスの維持・向上、日本産酒類の輸出振興に係る取組推進、製造者間の情報交換を目的として開催した。

「作り手の心」
「飲む楽しみ 食べる喜び」
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。
そのすべてをサポートします。

酒類・食品総合卸
コンタツ株式会社
東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321
<https://www.kontatsu.co.jp>

おかげさまで創立50周年を迎えました

www.libest.co.jp

株式会社 **リベスト** 専務取締役 荒井弘美

● 本	社	東京都武蔵野市吉祥寺本町1-15-2	TEL.0422-22-8111
● サ	ン	東京都武蔵野市吉祥寺本町1-11-24	TEL.0422-21-2522
● 中	道	東京都武蔵野市吉祥寺本町2-10-1	TEL.0422-20-6411
● 吉	祥	東京都武蔵野市吉祥寺南町2-2-3	TEL.0422-40-2215
● 三	鷹	東京都武蔵野市西久保1-6-21	TEL.0422-54-4435
● 武	蔵	東京都武蔵野市境2-2-25	TEL.0422-53-1234
● 久	我	東京都杉並区久我山4-2-29	TEL.03-3334-6767

宅地建物取引業:都知事免許(14)第23632号 建設業:都知事許可(般-3)第75733号